

千代田区入札監視委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が発注する工事その他の契約の入札及び契約の過程並びに内容の透明性を高めるため、千代田区入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 区が発注した工事（予定価格が130万円以上のものに限る。次号において同じ。）及びその他の契約（予定価格が50万円以上のものに限る。次号において同じ。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等について千代田区長（以下「区長」という。）から報告を受けること。
- (2) 区が発注した工事及びその他の契約について、次に掲げる事項に関し審議を行うこと。
 - ア 制限付き一般競争入札に関すること。
 - イ 指名競争入札及び公募制指名競争入札に関すること。
 - ウ 業者指名による随意契約に関すること。
 - エ 工事請負契約の契約変更に関すること。
- (3) 前2号の規定による報告又は審議に基づき、区長に対して意見の具申を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区の入札及び契約事務に関し、区長から必要な報告を受け、区長に意見を具申すること。

(必要な措置)

第3条 区長は、前条第3号及び第4号の規定により委員会が意見の具申を行ったときは、これを尊重し、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験等を有する者で公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に処理することができるもののうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 区長は、委員の氏名及び職業を公表するものとする。

- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 8 委員長は、委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。
- 9 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は公開とし、議事の概要はこれを公表する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会の3分の2以上の多数で議決したときは、委員会の会議を非公開とすることができる。
- 4 委員会は、第2条に定める所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加わることはできない。

(守秘義務)

第7条 委員は、第2条に定める所掌事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員の罷免)

第8条 区長は、委員が前条の規定に違反して秘密を漏らしたときその他委員としての信頼性に欠けると認めるときは、これを罷免することができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策経営部契約課が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成16年3月31日までの間において第3条第2項の規定により区長が委嘱した委員に係る任期の終期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日とする。

附 則 (平成24年12月12日24千政契約発第229号)

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。